

高等学校等奨学金の「期限の定めのない返還猶予制度」の導入について

1. 導入趣旨

経済的な理由で奨学金の返還が困難となった場合の「期限の定めのない返還猶予制度」の導入により、将来の奨学金返済への不安を解消し、奨学金制度の活用促進を図る。

国においては大学の貸与生に同制度の導入を行うとともに、地方に対して、平成24年度から返還猶予制度の導入が奨学金事業における高等学校等修学等支援基金（H21年度に国交付金で創設）の取崩要件とされた。

2. 猶予制度の概要

	県導入制度	国の参考基準（大学生）
貸与者の範囲	全貸与生	平成24年度以降の貸与者かつ、貸与時の世帯収入が300万円以下の者
猶予基準	返還時の世帯収入が生活保護基準相当額以下の者 (本人一人世帯で約100万円以下)	返還時の本人収入が300万円以下の者
猶予申請	本人から毎年度の申請により、返還猶予（1年間）を認める	本人から毎年度の申請により、返還猶予（1年間）を認める

3. 制度導入による影響額（県の負担軽減）

返還猶予制度の導入により、引き続き基金を活用することが可能となり、H24～H34の間で、計91百万円の県の負担軽減が見込まれる

4. 他府県の状況(*印に奈良県含む：H24年12月現在)

導入済み	14	導入しない方向で検討	2
導入する方向で検討	11*	導入しない	14
(小計：導入)	(25)	(小計：未導入)	(16)
未定	6		

奈良県高等学校等奨学金貸与事務取扱要領

第1 趣旨

奈良県高等学校等奨学金貸与条例（平成14年3月奈良県条例第49号。以下「条例」という。）及び奈良県高等学校等奨学金貸与条例施行規則（平成14年3月奈良県規則第56号。以下「規則」という。）第17条に基づいて、次のとおり事務取扱いを定める。

第2 奨学金の貸与（条例第2条、第4条関係・規則第3条、第4条、第5条関係）

「高等学校」、「専修学校の高等課程」又は「高等専門学校」は、県内・県外の別及び国立・公立・私立の別は問わない。

- 2 在学申請者で、その者の属する世帯の家計支持者の失職、破産、倒産、病気又は死亡若しくは火災、風水害等の事由により家計が急変した場合において、その事由が発生した月から12月を超えない期間（以下「家計急変期間」という。）内に緊急に奨学金を必要とし、勉学に意欲があると校長が認める場合の所得計算は、現状における所得の状況により判定することとし、奨学金申請時の年度末までを限度として家計急変期間内に限り条例第2条第1項各号の奨学金を貸与することができる。ただし、家計急変期間内の者が貸与期間終了後においてもなお緊急に奨学金を必要とする場合は、当初申請の翌年度に限り貸与することができる。
- 3 所得に関する証明書は、原則として、申請時3か月以内発行の前年又は前々年の所得証明であること。収入基準額の計算については、生活扶助基準額と基礎控除を基に冬期加算、期末一時扶助加算、障害者加算、母子世帯加算、教育扶助加算等までを含め、収入金額の算定においては、給与収入換算の収入金額より社会保険料、住民税等を控除することができる。
- 4 「地方公共団体その他公共的団体からの学資」においては、原則として、他の奨学金制度等の貸与又は給付を受けていないこと。例えば、独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）による学資金、母子・寡婦福祉法（昭和39年法律第12号）による修学資金、生活福祉資金貸付制度要綱（平成2年厚生省令第398号）による修学資金、奈良県高等学校定時制及び通信制課程修学奨励金貸与条例（昭和50年奈良県条例34号）による修学奨励金並びに盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）による経費の支給等で貸与又は給付を受けていないものとする。

- 5 条例別表備考2による加算は、生活福祉資金の修学資金の貸与を受けていないものについて、同額の奨学金を貸与することができる。
- 6 継続貸与の審査確認について、高等学校等に在学する生徒又は学生にあっては当該学校の校長を経由して、奈良県高等学校等奨学金貸与申請者一覧表（継続者用）の書類提出により確認する。
- 7 連帯借受人は親権者又は未成年後見人を当てることとし、連帯借受人の印鑑登録証明書の提出により確認する。
- 8 連帯借受人が外国籍の場合には、現住地に6か月以上居住し、将来とも永住する確かな見込みがある者とする。
- 9 奨学金の貸与交付手続については、当該生徒の本人名義口座に直接、口座振込みにより貸与する。
- 10 「学習成績の評定を全履修科目について平均した値が3.0以上であること」とは、次に掲げる事項によることとする。
 - (1) 高等学校等の第2学年及び第3学年時の在学申請においては、在学する学年の前学年又は前学年と前々学年の2年間の全履修科目の評定平均値（5段階評価。以下同じ。）とする。
 - (2) 高等学校等第1学年の在学申請においては、中学校の全履修科目の評定平均値又は高等学校等の1学期中間考査終了時の評定平均値とする。ただし、中学校の評定平均値は、中学3年時又は中学1年から中学3年までの全履修科目の評定平均値のいずれかとする。
 - (3) 予約申請者については、中学1年から中学2年までの全履修科目の評定平均値とする。
- 11 専修学校高等課程の生徒より申請があった場合（予約申請を含む。）、次の書類について当該専修学校から提出を求め、規則第5条の審査を行う。ただし、既に審査済みの専修学校高等課程については、審査を省略することができる。
 - (1) 専修学校設置許可書の写し
 - (2) 学則の写し
 - (3) 入学案内
 - (4) その他審査に必要な書類

第3 貸与の申請手続（規則第6条、第16条関係）

貸与申請に際し、学校長並びに高等学校等に在学する生徒又は学生は、県教育委員会所管課へ規則で定める書類に加えて次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 貸与申請者一覧表（別紙様式 1）
 - (2) 校長推薦書（別紙様式 2）
 - (3) 口座振替申出書（別紙様式 3）
 - (4) 請求書（別紙様式 4）
 - (5) 緊急採用の場合は、緊急採用理由書（別紙様式 5）
- 2 規則第 16 条各号に該当する場合は、高等学校等に在学する生徒又は学生は当該学校を經由して県教育委員会所管課へ次に掲げる書類を提出しなければならない。
- (1) 規則第 16 条第 1 号に該当する場合は、住所・氏名変更届（別紙様式 6）
 - (2) 同条第 2 号から第 7 号に該当する場合（転学を除く。）は、異動届（別紙様式 7）
 - (3) 転学の場合は、転学届（別紙様式 8）
- 3 その他次に掲げる場合は、それぞれの書類を提出しなければならない。
- (1) 貸与月額の変更がある場合は、貸与月額変更事由発生届（別紙様式 9）
 - (2) 届出印に変更がある場合は、改印届（別紙様式 10）

第 4 貸与の決定と貸与の決定通知（規則第 10 条関係）

貸与の決定については、意欲基準等教育長が別に定めるところにより県教育委員会所管課等、奈良県高等学校長協会、奈良県中学校長会の各代表により審査する。

- 2 貸与の決定通知は、当該申請者が申請書類を提出した経由により、当該申請者に通知する。

第 5 貸与の休止（条例第 5 条・規則第 12 条関係）

「休学」又は「長期にわたって欠席」したことにより貸与を休止する場合は、事由の生じた日の属する月の翌月から休止する。

第 6 返還債務の履行の猶予（条例第 8 条関係）

別記の 1 に掲げる事由に該当する場合は、返還債務の履行を猶予することができる。

- 2 別記の 1 第 1 号及び第 4 号に規定する事由の返還債務の猶予期間は、1 年以内とし、当該事由が継続する間は、毎年の申請手続によりこれを延長することができる。
- 3 別記の 1（第 1 号及び第 4 号を除く。）に規定する事由の返還債務の猶予期間は、1 年以内とし、原則として 3 年以内の間は、毎年の申請手続によりこれを延長することができる。

第7 返還と債務の免除（条例第7条、第9条関係）

返還するときには、あらかじめ返還誓約書（別紙様式11-1）を提出しなければならない。また、返還方法を変更する場合は、改めて返還誓約書（別紙様式11-2）を提出しなければならない。

2 別記の2に掲げる事由に該当する場合は、返還債務を免除することができる。

第8 返還猶予及び免除の申請（条例第8条、第9条関係）

申請については、貸与を受けた者、連帯借受人又はその家族が行い、各申請書に別記に掲げる必要書類を添えて提出することとする。

附 則

- 1 この要領は公布の日から施行し、平成14年4月1日から適用する。
- 2 奈良県高等学校全日課程等修学奨励金貸与事務取扱要領は、廃止する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成24年7月9日から適用する。

附 則

この要領は、平成25年3月18日から施行し、平成24年4月1日以降の未返還のものについて適用する。

(別記) 返還債務履行の猶予及び免除の願出事由と添付証明書類一覧

1 返還の猶予の場合

事 由	証 明 書 類	証明書類発行者
(1) 貸与を受けた者が学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学、短期大学、大学院、専修学校、各種学校又は文部科学省所管外の大学校等に在学している場合 ¹	在学証明書	在学学校長
入学(受験)準備中で予備校等に在学している場合等	在学証明書 又は出身学校の証明書等	在学学校長 出身学校長等
(2) 貸与を受けた者が疾病・負傷した場合	診断書	医師
(3) 貸与を受けた者が災害や盗難にあった場合	り災証明書等	官公署長
(4) 貸与を受けた者が生活保護法（昭和25年法律第144号）による生活扶助を受けている場合又は生活保護基準相当額以下の世帯収入の場合	生活保護受給証明書又は課税証明書等の所得を証明する書類及び世帯全員の住民票	福祉事務所長又は市町村長等
(5) 貸与を受けた者が求職活動中にもかかわらず就労できない場合 ²	雇用保険受給資格者証の写し 離職証明 ハローワークカードの写し (最近3ヶ月以内発行のもの)	職業安定所長
(6) 貸与を受けた者が外国に留学している場合	在学証明書等（日本語訳を添付）	在学学校長
(7) 貸与を受けた者が行方不明の場合 ³	その事実を証明する公的書類	市町村長、その他
(8) その他やむを得ない事情の場合	その事実を証明する書類	

2 返還の免除の場合

事 由	証 明 書 類	証明書類発行者
(1) 貸与を受けた者が死亡した場合	死亡診断書又は住民票の除票等、死亡の事実の確認できる公的書類	医師、市町村長
(2) 貸与を受けた者が心身の著しい障害により労働能力を喪失し、又は労働能力に高度の制限を受けることとなった場合 ⁴	身体障害者手帳の写し 精神障害者保健福祉手帳の写し	県、その他

- 1 文部科学省所管外の大学校等とは、防衛大学校、防衛医科大学校、気象大学校、海上保安大学校、職業能力開発総合大学校・同短期大学校、農業大学校・同短期大学校、水産大学校、航空保安大学校、国立看護大学校、衆議院速記養成所、参議院速記養成所、海上技術短期大学校、産業技術短期大学校、工科短期大学校その他の学校で、修業年限が2年以上であること。
- 2 卒業後に就職できない場合、事業所の倒産やリストラ等の失業による求職中の場合等。
- 3 行方不明とは、次の作業の後、貸与を受けた者の住所が判明しない場合を認定し、連帯借受人の場合もこれに準ずる。
 ア 貸与を受けた者の奨学生台帳又は返還計画書に登録された居住地への公用照会
 イ アによって、なお不明の際は、連帯借受人に照会
 ウ イによって、なお不明の際は、連帯借受人の居住地への公用照会
 エ 卒業校や勤め先への問い合わせ
- 4 身体の障害とは、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める身体障害者障害程度等級1級、2級、3級又は、4級とし、精神の障害とは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年厚生省令第155号）第6条第3項に定める障害等級1級又は2級とする。

奈良県高等学校等奨学金貸与事務取扱要領の
一部改正新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(前文となっていた趣旨を第1として条文とする。)</p> <p>第6 返還債務の履行の猶予(条例第8条関係) 別記の1に掲げる事由に該当する場合は、返還債務の履行を猶予することができる。</p> <p>2 別記の1第1号及び第4号に規定する事由の返還債務の履行の猶予期間は、1年以内とし、当該事由が継続する間は、毎年申請手続によりこれを延長することができる。</p> <p>3 別記の1(第1号及び第4号を除く。)に規定する事由の返還債務の履行の猶予期間は、1年以内とし、原則として3年以内の間は、毎年申請手続によりこれを延長することができる。</p>	<p>第5 返還債務の履行の猶予(条例第8条関係) 次の条件により返還債務の履行を猶予することができる。(詳細は別記参照)</p> <p>1 規定で定める教育施設に進学した場合 条例第8条第1項第1号中の「大学等」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学、短期大学、大学院、専修学校、各種学校又は文部科学省所管外の大学校等とする。</p> <p>2 疾病、負傷にあった場合や天変地異等の災害に遭った場合</p> <p>3 「その他やむを得ない事情」とは、生活保護法による生活扶助を受けている場合、求職活動中であるが就労できない場合、外国に留学している場合等の事情をいう。</p>
<p>第7 返還と債務の免除(条例第7条、第9条関係) 略</p> <p>2 別記の2に掲げる事由に該当する場合は、返還債務を免除することができる。</p>	<p>第6 返還と債務の免除(条例第7条、第9条関係) 略</p> <p>2 次の条件に該当した場合は返還債務を免除することができる。(詳細は別記参照)</p> <p>(1) 貸与を受けた者が死亡した場合 (2) 貸与を受けた者が精神若しくは身体に著しい障害を受け奨学金を返還することができなくなったと認められる場合</p>

第8 返還猶予及び免除の申請（条例第8条、第9条関係）

申請については、貸与を受けた者、連帯借受人又はその家族が行い、各申請書に別記に掲げる必要書類を添えて提出することとする。

別記

1 返還猶予の場合

事由
(4) 貸与を受けた者が生活保護法（昭和25年法律第144号）による生活扶助を受けている場合又は、生活保護基準相当額以下の世帯収入の場合

証明書類
生活保護受給証明書又は、課税証明書等の所得を証明する書類及び世帯全員の住民票

証明書類発行者
福祉事務所長又は、市町村長等

第7 返還猶予及び免除の申請（条例第8条、第9条関係）

1 申請については、貸与を受けた者、連帯借受人又はその家族が行い、各申請書に別記に定める必要書類を添えて提出することとする。

2 返還債務の猶予期間は1年間とし、毎年、申請手続を必要とする。ただし、第5の2及び3の猶予期間は原則として3年以内と定める。

別記

1 返還猶予の場合

事由
(4) 貸与を受けた者が生活保護法による生活扶助を受けている場合

証明書類
生活保護受給証明書

証明書類発行者
福祉事務所長